

1. 対象者

○災害により被害のあった中小企業・小規模事業者

2. 制度内容

| | 国民生活事業 | 中小企業事業 |
|------------------|-----------------|------------|
| 融資限度額 | 3千万円（※1） | 1億5千万円（別枠） |
| 融資期間 （うち据置期間） | 10年以内（2年以内）（※2） | |
| 金利（※3） | 1.30% | 1.20% |

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（※3）いずれも令和5年1月4日現在、貸付期間5年の場合